

北九州市 家賃支援金要件確認フロー

福岡県感染拡大防止協力金【第10期】、【第11期】又は【第12期】を受給していますか。
※協力金の受給をもって、「対象施設か」「営業実態があるか」「休業要請に応じているか」等の確認に代えます。「福岡県感染拡大防止協力金」を受給していることが前提となりますので、まずは「福岡県感染拡大防止協力金」を申請してください。
※『先渡給付』決定通知書では審査・支給できません。必ず本申請の給付を受けてください。本申請の給付決定通知書を確認の上、支給を行います。

申請中

受給済

いいえ

福岡県感染拡大防止協力金給付決定通知の「2取組内容が」
【第10期】

A 「酒類の提供を取り止め、「時短」対応（「休業」を含む）を行った。」

B 「酒類の提供を行っていない店舗で、「時短」対応（「休業」を含む）を行った。」

【第11期・第12期】

C 「酒類及びカラオケ設備の提供を取り止め、「休業」対応を行った。」

D 「酒類及びカラオケ設備の提供を取り止め、「時短」対応を行った。」

E 「酒類及びカラオケ設備の提供を行っていない店舗で、「時短」対応（「休業」含む）を行った。」

のどれに該当しますか。

B
・
E

A・C・D

決定通知を受けた福岡県感染拡大防止協力金対象施設は賃貸物件ですか。

はい

いいえ

申請書の「1 受給実績」の申請状況欄の申請中に○をして、必ず11月30日（火）までに申請してください。

「福岡県感染拡大防止協力金」決定通知が届き次第速やかに提出してください。

（追加提出は12月以降も郵送もしくは申請用添付書類追加提出フォームにて受付。支給は提出後実施。）

決定通知を受けた福岡県感染拡大防止協力金対象施設は賃貸物件ですか。

はい

いいえ

通常通り
申請してください

家賃支援
の対象外

北九州市家賃等賃借料支援金コールセンター
0120-168-112